

給付課関係

〈説明のポイント〉

1 業務受託機関における事務処理遅延について

令和7年度の実績（令和7年9月末日現在）（別添1）

2 令和7年度現況届の対応状況について

（1）現況届の提出状況

現況届の10月17日現在における提出率は98.9%となっています。

（別添2）

10月10日までに基金に現況届が到着していない方については、11月5日付けで受給権者に差止通知書を発送し、11月10日の定期支払分から年金の支払いを差し止めます。

今後、受給権者等から業務受託機関への問合せが予想されますので、現況届の提出や死亡届等の届出が必要な方への働きかけについて、引き続き御協力よろしくお願いします。

（2）現況届未提出による差止者の調査

令和7年度の新規差止者のうち、9月に業務受託機関から提出のあった「現況届未提出者一覧表」において、未提出理由を「農業再開等」又は「諸名義未変更」と報告のあった者について、①手続の状況、②差止者の状況、③今後の対応を把握するため、令和8年1月に差止継続者の調査を実施しますので、御協力よろしくお願いします。

（3）再確認該当者の確認状況

令和7年度経営移譲年金及び特例付加年金の現況届提出対象者であって、令和6年度経営所得安定対策等交付金を申請していた者（再確認該当者）が15名いました。

（令和7年9月末日現在の確認状況：支給停止該当2名、確認中1名、錯誤等12名）

3 農業者老齢年金受給権者に係る現況届の省略について

農業者老齢年金受給権者に係る現況届の省略については、令和9年度からの実施を予定しており、現在、省令改正、システム改修、事務処理フローの作成等準備を進めているところです。

対象者は、新・旧両制度の農業者老齢年金受給権者のうち地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から生存情報を取得することにより、基金で生存の

事実を確認できた者となります。

受給権者及び市町村段階業務受託機関に対しては、令和8年度の現況届の発送の際に周知したいと考えております。

また、事務処理の詳細については、今後の業務担当者会議等の場において、お伝えする予定です。

なお、経営移譲年金又は特例付加年金の受給権者に係る現況届については、支給停止に該当していないこと等についての確認が必要なことから、現況届省略の対象外となります。

4 農業者年金の振込不能者及び未支給年金・死亡一時金未請求者に対する届出書等の提出勧奨について

例年、口座解約等により農業者年金が振込不能となっている者並びに死亡届が提出されているにもかかわらず未支給年金及び死亡一時金を請求していない者等に対する届出書の提出勧奨を行っております。

令和7年度は11月中旬頃に、該当者のいる農業委員会及びJAに対してリストを送付しますので、御協力よろしくお願いします。

5 届出書等の送付について

(1) 支払保留の提出先について

業務受託機関において受給権者の死亡情報等を把握した場合、「年金給付の支払保留について（給付－23）」の提出により、過払金の発生防止に向けた取り組みを実施していただいております。

支払保留の提出については、個人情報保護の観点から以下の支払保留専用メールアドレスへの送信をお願いします。

nenkin-horyu@nounen.go.jp

なお、メールによる提出が難しい場合等で、やむを得ずFAXで提出があった際にも支払保留の処理を行ってきたところですが、令和6年11月の基金事務所移転に伴い、FAX番号が変更されていますので、送信先FAX番号について再度ご確認ください、誤送信が発生することのないよう、十分にご注意ください。（原則、メールによる提出をお願いします。）

業務部（新）FAX：03-3355-0851 （旧FAX：03-3502-4155）

（２）届出書の原本送付について

届出者から提出を受けた農業者年金関係の届出書等について、業務受託機関において受け付けし、基金に送付する際に、誤って業務受託機関控え（届出書の写し）を送付するケースが見られます。

届出書の原本紛失といった重大な事案につながる可能性も高いことから、業務受託機関の皆さまにおかれましては、送付前に必ず届出のあった原本であるかの確認を徹底していただきますよう、お願いします。

例えば、各業務受託機関の受付印を黒色以外の色で押印していただくことや、受け付けた届出書原本の余白に赤字等で必ず「原本」と記載していただくなどすることで、写しを取った際に原本と控えが容易に判別できるようにしている業務受託機関の例もあるようですので、これらの事例も参考にご対応いただくよう、お願いします。